

財産評価 ～定期金に関する権利②～

今回も定期金に関する権利の評価の続きとなります。
まずは、前回の評価を踏まえた応用から見ていきましょう。



《応用①》10年の有期定期金ですが、途中で死んだらそこで給付終了になるもの。
この場合は有期定期金と終身定期金の両方で評価をして、**少ない金額**が評価額になります。
⇒死亡してしまった場合には定期金を10年間もらうことができないので、どちらか少ない金額を評価額にしてよいことになっています。

《応用②》終身定期金ですが、支給開始から10年以内に死んでも必ず10年間は支給されるもの。
この場合は有期定期金と終身定期金の両方で評価をして**多い金額**が評価額になります。
⇒定期金を確実に10年間もらうことができるので、どちらか多い金額を評価額にすることになっています。

《応用③》終身定期金ですが、支給開始日から申告期限までに死んでしまった。
財産評価の原則は課税時期（相続発生時・贈与時）での評価ですので、その後の状況の変化が評価に影響を与えることはありません。ただ、この場合は亡くなったことで支給額が確定をしているので、その実際に取得した金額で評価をすることができます。



②定期金給付事由が発生していないもの

（例：保険料や掛金を支払っていたけれど、年金支給開始前に死んでしまった）

この場合には保険を継続したり解約したりする権利があるので、その部分を評価することになります。

I 解約返戻金のあるもの

解約返戻金があるものについては生命保険契約に関する権利と同じです。課税時期に解約したらいくらになるのか、という解約返戻金をもって評価します。

II 解約返戻金のないもの

ほとんどないと思いますが、解約返戻金のないものについては、まず掛金や保険料を一時金で払っている場合と、そうでない場合に分けます。それぞれについて、その掛金や保険料を予定利率で運用したと仮定して計算した金額が評価額になります。源泉税こそ出てきませんが、定期預金等と同じ考え方です。

4 資料の収集

今回の評価で出てきた、解約返戻金の金額・一時金の金額については、保険会社等に問い合わせをして金額を教えてください。予定利率が記載された書類が渡されるケースもありますが、不明の場合はこちらでも問い合わせればよいでしょう。

平均余命は完全生命表というものに記載されており、完全生命表は厚生労働省のHPで見ることができます。

複利年金現価率表は国税庁の定期金に関する権利の評価を解説するチラシに掲載されていますし、インターネットで検索すれば出てきます。